平成26年第2回

おいらせ町議会臨時会

会議録第1号

おいらせ町議会 平成26年第2回臨時会記録

	おいらせ町議会		第2回臨時会記録	_		
招集年月日	平成26年7月2日(水)					
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場					
開会	平成26年7月2日 午前10時03分 議長宣告					
閉 会	平成26年7月2日 午前10時24分 議長宣告					
	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名		
	1番 髙	坂 隆 雄	2番 田	中正一		
	3番 平	野敏彦	4番 楢	山忠		
	5番 日	野口 和 子	6番 川	口 弘 治		
応 招 議 員	7番 袴	田信男	8番 沼	端務		
	9番 吉	村敏文	10番 澤	頭 好 孝		
	11番 立	花 國 雄	12番 柏	﨑 利 信		
	13番 西	舘 秀 雄	14番 松	林 義 光		
	15番 馬	場 正 治	16番 佐	々木 光 雄		
不応招議員	なし					
出席議員	15名					
欠 席 議 員	13番 西舘秀	雄				
	職名	氏 名	職名	氏 名		
	町 長	三 村 正太郎	副 町 長	柏崎源悦		
	総務課長	澤上訓	行 政 管 財 課 長	松林泰之		
	分庁サービス課長		企 画 財 政 課 長			
 地方自治法第	まちづくり防災課長	中野重男	税務課長	田中富栄		
121条の規定	町 民 課 長	小向仁生	環境保健課長	松林由範		
により説明のため出席した	か 護 福 祉 課 長 商 工 観 光 課 長	倉 舘 広 美 澤 田 常 男	農林水産課長地域整備課長	松林政彦		
者の職氏名	商工観光課長会計管理者	署 田 常 男 H 柏 崎 尚 生	地 域 整 備 課 長 病 院 事 務 長	澤 口 誠 山 崎 悠 治		
	教育委員会委員長	加藤正志	学務課長	泉山裕一		
	社会教育・体育課長	北向勝	選挙管理委員会委員長	相坂一男		
	選挙管理委員会事務局長	松林泰之	農業委員会事務局長	松林政彦		
	監 査 委 員	名古屋 誠 一	監査委員事務局長	袴 田 光 雄		
本会議に職務 のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	袴 田 光 雄	事務局次長	小 向 正 志		

	臨	時	職	吉	田	美	里				
	1	議案第	37号 おい	いらせ聞	丁教育	委員:	会委員	員の任命	につき同]意を求る	めることについて
町長提出											
議案の題目											
議員提出											
議案の題目											
成 未 ジ 丛 口											
開議		午前1	0時032								
議事日程			本日の記		呈を次	(のと)	おり靠	報告 した	。(別添ん	付)	
			会議録								
			5 番			予 匚		季 口	子	議」	 員
会議録署名											
議員の指名			6番	: J	I]		ı		治	議」	

	議	案 の 経 過
日程	発 言 者	発言者の要旨
	事務局長(袴田光雄君)	おはようございます。 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。 ご着席ください。
	佐々木議長	おはようございます。 開会宣言の前に選挙管理委員会委員長から就任の挨拶をした い旨申し入れがありましたので、発言を許します。 演壇にてお願いします。 委員長。
	選挙管理委員会委員長(相坂一男君)	ただいまご紹介をいただきました相坂一男でございます。 議長のお許しをいただきましたので、僣越ではございますが、 一言ご挨拶を申し述べます。 去る6月の町議会定例会におきまして選挙管理委員にご選任 いただき、まことにありがとうございました。厚く御礼申し上げます。 また、その後の6月20日に開催されました選挙管理委員会におきまして委員長に互選されました。甚だ微力ではございますが、職務の重責を十分認識し、公正な選挙の執行管理のため今後ともより一層頑張ってまいりたいと存じますので、皆様方のご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。 甚だ簡単措辞ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。 ありがとうございました。
	佐々木議長	以上で選挙管理委員会委員長の就任の挨拶が終わりました。
会議成立開会宣告	佐々木議長	ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、これより平成26年第2回おいらせ町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、13番、西舘秀雄議員、農業委員会の会長、中川原卓雄 会長は本日所用のため欠席との申し出がありましたので、報告い たします。

(開会時刻 午前10時03分)

議事日程報告

佐々木議長

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議録署名議 佐々木議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

員の指名

本臨時会の会議録署名議員は、5番、日野口和子議員及び6番、

川口弘治議員を指名いたします。

会期の決定

佐々木議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期決定の前に議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、演壇にてお願いします。

委員長報告

14番

議会運営委員会委員長報告をいたします。

(松林義光君)

去る6月25日告示、本日招集されました平成26年第2回お いらせ町議会臨時会の会期について本日、午前9時30分から議 会運営委員会を開催し、審査した結果、本臨時会の会期は別紙配 付の会期及び審議予定表のとおり本日7月2日の1日とするこ とに決定いたしました。

何とぞ議員各位のご理解とご協力を賜り、当委員会の決定にご 賛同くださいますようお願い申し上げまして委員長報告といた します。

佐々木議長

議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は議会運営委員長の報告のとおり本日1日と いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(議員席)

なしの声

佐々木議長

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決しました。

諸般の報告

佐々木議長

日程第3、諸般の報告をいたします。

議長としての報告事項は印刷をしてお手元に配付していると おりです。ご了承ください。

また、損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第1号の規定により町長から1件について専決処分をした旨の報告がありましたので、その報告書の写しを配付しております。

当局の説明を求めます。

行政管財課長。

当局の説明

行政管財課長 (松林泰之君)

それでは、専決第13号についてご説明申し上げます。

配付しております専決処分報告書をごらんください。

本件は、自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて 地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分でき る軽易な事項の指定についての第1号の規定により専決処分を 行ったものであります。

事故の概要でありますが、本年5月19日、午前9時45分ご ろ、役場分庁舎駐車場内にて発生したもので、町職員が公用車で 出張に向かうため駐車していた車を発進する際、乗用する前に周 囲の状況確認したもののバックの際、再確認を怠り、右側に停止 していた相手方車両に接触したものであります。

損害賠償額は相手方が停止していたことを踏まえ、町の過失割合を100%として相手方車両のフロントバンパー等修理代金9万4,160円を支払うことで示談したものでございます。

なお、損害賠償額につきましては全額保険により補填されているものであります。

以上で説明を終わります。

佐々木議長

説明が終わりました。

この際、質疑を受けます。

質疑ございませんか。

3番、平野敏彦議員。

質疑

3番

(平野敏彦君)

今この事故と関連して、ちょっと課長のほうから確認をしたいのは、公用車があるわけですけれども、ほとんどの職員が運転業務に携わっております。このことについては、こういうふうな事故が必ず予想されます。

それとあわせて公用車の運転のいろいろな指導、そういうふう なものはどうなっているのか。

あと1点は公用車の台数が非常に多くて私もたまに利用させていただきますけれども、手入れがどうも、乗ってみたいなと、車の清掃が行き届いていない、そういうふうなのが何台かあります。私は、やはり財産ですから、ちゃんと手入れをして管理もきちっとすべきだというふうに感じましたけれども、この2点お聞かせをいただきたいと思います。

佐々木議長

答弁を求めます。

行政管財課長。

答弁

行政管財課長

(松林泰之君)

お答えをいたします。

安全運転に関する指導方法ということでございますが、まだこれから私が本庁舎の安全運転管理者というふうになっておりますので、これから運転者、管理者に対する研修等が予定されております。

これまでの職員に対する指導というふうなことでありますけれども、特別これといったふうなことはありませんけれども、例えば交通安全週間とか、あるいは職員で公用車、こういう事故がありましたよというふうなことで運転については十分注意していただきたいというふうなことでメールでは流しております。過去には見てみるとビデオですか、そういったことで安全教育なるものを実施した経緯があるようです。今後もその事故等踏まえて、また研修等もありますので、それらを踏まえて適切な安全運転の確保に努めていただきますよう情報提供していきたいというふうに思っております。

それから公用車の清掃の部分でございますが、確かに言われる ような車も見受けられるのが実態であります。今後そういうふう なことのないように利用、あるいは我々管理者のほうといたしま しても、今一度公用車の管理あるいは清掃等踏まえて決めて車の

きちんとした形で確保していきたいというふうに思いますので、 ご理解をいただきたいと思います。 佐々木議長 3番。 質疑 3番 清掃等については、やはり職員同士ですと、どうしても手が回 (平野敏彦君) らないのが実態じゃないのか。私は業務委託をしている部分であ いている時間帯はこういう作業をしてくださいとかいろいろな 形で契約内容をチェックしながら指示すべきだなというふうに 感じます。そういうふうな意味では運転業務以外の部分でも、こ ういうふうな公用車の清掃管理、そういうふうなものをきちっと なされて契約になっているのか、今一度確認をしたいと思いま す。 佐々木議長 答弁を求めます。 行政管財課長。 答弁 行政管財課長 それでは、お答えいたします。 公用車の清掃のほうにつきましては、町長の運転手、例えば日 (松林泰之君) 程等があいていれば現在においても公用車の洗車等をしていた だいておりますので、今後ともその辺を見ながらあいている日等 があって手伝っていただけるというふうなもの等があれば、その 辺も含めて職員も利用した方も清掃をするようなことなど今後 指導してまいりたいというふうに考えます。 佐々木議長 ほかにありませんか。 12番、柏﨑利信議員。 質疑 このように100・0の場合、事故を起こした当事者の職員に 12番 (柏﨑利信君) 対しては何らかの懲罰処分というのはあるのでしょうか。 また過去にこのようなたぐいの事例でもって処分を課された とか、そういったことはあるのでしょうか。 あとこのことによって今後町が次に契約する際、保険料の料率 というんですか、それがどのようになるのでしょう。

	// L=¥/ ==	Mr. C. J. D. J. J. J.
	佐々木議長	答弁を求めます。
		総務課長。
答弁	総務課長	ただいまのご質問にお答え申し上げます。
	(澤上 訓君)	今回のこの事故につきましては、町長より口頭注意ということ
		で指導しております。
		それ以前の事故等につきましては、ここにはちょっと、大変申
		しわけございませんが、資料がございませんので、後でご報告申
		し上げたいと思っております。
		以上です。
		3: 170
	 佐々木議長	行政管財課長。
	江	10以自州际区。
答弁	 行政管財課長	お答えをいたします。
合并	(松林泰之君)	保険料率についてでございますが、基本的には事故等があれば
	(松怀祭之石)	
		保険料が上がるというふうなことになっていたというふうに思
		っていますけれども、今の公用車等の部分について事故を起こし
		た場合上がるのか、あるいはどういうふうになっているかという
		点については今のところ資料をお持ちしておりませんので、その
		部分については後刻ご説明をしたいというふうに思いますので、
		よろしくお願いします。
	佐々木議長	12番。
質疑	12番	保険料については当然上がるものではないかなと、そのように
	(柏﨑利信君)	判断をしております。
		ただ、この事故が役場の分庁舎の駐車場内で発生をしたという
		 ことなので、道路交通法上はどのような扱いになるのですか。
	 佐々木議長	行政管財課長。
	江、八城及	1100 11
答弁	行政签 母無巨	マれづけ セダラいたしょナ
台井	行政管財課長	それでは、お答えいたします。
	(松林泰之君) 	この件について警察署のほうとも確認をしたところ、警察署の
		ほうにおいては、それは事業主さんのほうで処理してくださいと
		いうふうなこと等の指導がありまして、私どものほうでは保険を

かけている保険会社と、相手方の保険会社とでお話し合いをさせて今回の示談になったというふうなことでございます。

佐々木議長

ほかにありませんか。

(議員席)

なしの声

佐々木議長

なしと認め、本件に対する質疑を終わります。

なお、本臨時会の会期中は町当局の協力を得て広報写真の撮影をしてもらうため、担当係員の議場内出入りをすることの許可を 与えておりますので、各議員にご報告しておきます。

佐々木議長

日程第4、議案の上程について。議案第37号を上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

演壇にてお願いします。

町長。

提案理由の

説明

町長

(三村正太郎君)

おはようございます。

議員各位には何かとご多用のところ、ご出席をいただきまして まことにありがとうございます。

それでは本臨時会に提案いたしました議案の提案理由をご説 明申し上げます。

議案第37号、おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を 求めることについてでございますが、本案は現在1名欠員となっ ております教育委員会委員に福津康隆氏を任命いたしたく地方 教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によ り議会の同意を求めるため提案するものであります。

同氏は略歴にもありますように、昭和50年4月に小学校教諭として採用され、百石小学校に勤務し、以後平成24年3月に退職されるまでの間、上北管内の小中学校の教諭、教頭、校長を歴任され、さらには広域市町村の小中学校教職員の指導、研修や相談調整などを行い、中部上北広域事業組合教育委員会の主任指導主事及び東部上北教育研究協議会の指導課長を務められております。特に東部上北教育研究協議会については六戸町及び旧百石町、旧下田町の3町が共同設置した協議会であり、現場の責任者として当町の学校教育の振興、推進にも大いにご尽力をいただい

たところであります。 人望も厚く教育者としての評価はもちろんのこと、当町の教育 行政を初め地域事情にも明るく、その深い見識と豊かな経験から 教育委員会委員として適任者であると存じますので、何とぞ皆様 満場のご同意を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由といた します。 佐々木議長 提案理由の説明が終わりました。 日程第5、議案第37号、おいらせ町教育委員会委員の任命に つき同意を求めることについてを議題といたします。 これから質疑を受けます。 質疑ございませんか。 **なしの声** (議員席) 佐々木議長 なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 (議員席) **なしの声** 佐々木議長 なしと認め、討論を終わります。 これから議案第37号について採決をいたします。 本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。 (議員席) **なしの声** 佐々木議長 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。 日程終了の 佐々木議長 以上で本臨時会の会議に付された事件はすべて議了いたしま 告知 した。 ここで町長から発言したい旨の申し出がありましたので、これ を許します。 町長。

町長

(三村正太郎君)

平成26年第2回おいらせ町議会臨時会閉会に当たり、一言ご 挨拶申し上げます。

議員各位には公私ともに大変ご多用中のところ、ご参集いただき、また提案いたしました教育委員会委員の任命議案につきまして原案どおりご同意を賜りまして厚くお礼申し上げます。

おかげさまで就任後欠員となっておりました教育長を含め5 名の教育委員がそろいますので、しっかりとした教育委員会体制 のもとで教育行政を進めてまいりたいと存じます。

改めまして心から感謝申し上げる次第であります。

さて、議員各位にもご承知のことと思いますが、今月最初の日曜日、6日に「おいらせ軽トラック市」が分庁舎そばの本町商店街で開催されます。

この「軽トラ市」は町商工会などが中心となり、商店街の賑わいの創出と農産物の地産地消を目的に実行委員会を組織して今年度から開催するものであり、7月から11月までの毎月第1日曜日、全5回の実施を予定しております。

今回の「軽トラ市」は、まさに記念すべき第1回目となりますので、議員各位にはぜひとも足をお運びいただき、当町の初の試みである「軽トラ市」を盛り上げ、そして商店街の活性化に一役かっていただければ幸いに存じます。

最後になりますが、梅雨の長雨も暑さもこれからが本番となってまいりますので、議員の皆様には健康に十分留意されましてご活躍されますようご祈念申し上げ、簡単ではございますが、閉会に当たっての挨拶といたします。

ありがとうございました。

閉会宣告 佐々木議長

これで会議を閉じます。

これをもちまして平成26年第2回おいらせ町議会臨時会を 閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(閉会時刻 午前10時24分)

事務局長

(袴田光雄君)

修礼を行いますので、ご起立願います。

礼。

お疲れ様でした。

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。
平成 26 年 8 月 18 日
議長 佐々木 光 雄
署名議員 日野口 和 子
署名議員 川 口 弘 治